

問題1 制限行為能力：未成年者

1 設問(1)について

2 Bは、Gに対し、Aを代理して、無効行為の原状回復請求（121条の2第1項）と
3 して、200万円の返還請求をすると考えられる。

4 (1) まず、AG間の売買契約が「無効な法律行為」であるといえるか。

5 ア 16歳のAは未成年者である（4条）ため、法定代理人である親権者（818条
6 1項・824条本文）である母親Bの「承諾」を得なければ、Gとの間で売買契約
7 を締結するという「法律行為」をすることができない（5条1項本文）。それにも
8 かかわらず、Aは、Bの承諾を得ずに同契約を締結しており、「前項の規定に反す
9 る法律行為」（5条2項）に当たる。そのため、Aの法定代理人という「代理人」
10 Bは、取消権者（120条1項）として、同売買契約を取り消すことができるのが
11 原則であり（5条2項）、かつ、取り消された法律行為は初めから無効であったと
12 みなされる（121条）から、取消しが可能であれば上記売買契約は「無効な法律
13 行為」に当たる。

14 イ そうだとしても、Aは、AG間の売買契約の締結の際、自らが未成年者であるこ
15 とを黙っていたため、「詐術を用いた」（21条）として、同売買契約を取り消すこ
16 とはできないのではないか。

17 (ア) そもそも、同条の趣旨は、制限行為能力者が行為能力者であると偽って取引
18 を行った場合には、制限行為能力者保護の原則を貫くよりも相手方の取引安全
19 保護を優先すべきという点にある。

20 かかる趣旨からすれば、「詐術」とは、制限行為能力者保護の原則を覆すべき
21 ほどの行為を制限行為能力者が行った場合をいうべきである。具体的には、単に
22 制限行為能力者であることを黙秘していただけでは足りず、相手方に行為能力
23 者であることを信じさせるために積極的な手段を用いたことを要すると解する。

24 (イ) 本件では、Aは自己が未成年であることを話題にしなかったにすぎず、行為
25 能力者であるとGを信じさせるために積極的な手段を用いたわけではない。

26 (ウ) したがって、「詐術」には当たらない。

27 ウ よって、Bは、取り消すことができる。

28 (2) また、Gは、かかる売買契約上の代金支払債務の履行として200万円の支払を
29 受けており、無効な売買契約「に基づく債務の履行として給付を受けた者」に当たる。
30 そのため、Bは、Gに対し、上記請求をなし得る。

31 (3) かかる請求に対し、Gは、バイクの返還との同時履行（533条類推）を主張して、
32 バイクの引渡しがあるまでは、200万円を支払わないと反論することが考えられ

33 るが、本件では既にバイクは廃車となっており、現物返還をすることはできない。そ
34 こで、Gは、バイクの価値相当額200万円の返還請求権との相殺（505条1項）
35 を主張して、上記Bの請求を免れることが考えられる。

36 もっとも、Aは、「行為の時」である売買契約締結時に未成年者という「制限行為
37 能力者」であったため、「現に利益を受けている限度において」返還義務を負う（1
38 21条の2第3項後段）。本件では、バイクが廃車となり、現存利益が存しないから、
39 Aはバイクの価値相当額の返還義務も負わない。そのため、Gの反論は認められな
40 い。

41 (4) よって、Bの上記請求は認められる。

42

以上